

《相談窓口依頼内容の回答》

<p>《貴クラブからの相談内容》</p> <p>推奨ロータリークラブ細則 第3条 選挙と任期 第5節 各役員の任期は以下の通りである。</p> <p>副会長 _____ 理事 _____ 会計 _____ 幹事 _____ 会場監督 _____</p> <p>上記の通り掲載されている役員の任期をどの様に決めたらよいでしょうか？</p>
<p>《当委員会の見解と回答》</p> <p>ご相談内容に回答をさせていただきます。 まずクラブ役員の会長の場合は如何でしょう。 会長に関しては、クラブ定款の第10条 理事役員 第5節 役員選挙(b) 一部省略・・・会長は、7月1日に就任し、1年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務にあたるものとする。・・・規定されておりますことから、ご質問の各役員の任期も当然会長年度に役職を共に務めると考えれば、会長の就任時期と同様に、1年間と解釈すべきと考えますが、如何でしょうか。 なお、会計はクラブのお考えにより、2期2年とする場合もあります。しかし、ロータリーでは同じ役職に3期3年以上就任することは推奨されておりません。 このあたりの任期につきましては、貴クラブのお考えでお決めいただければよろしいと思います。参考になさってください。</p>

これに関して再度のご質問や、別件のご質問を歓迎します。どうぞ何なりと質問をお寄せ下さい。
 次年度櫻木ガバナーの下、活動します地区管理運営委員会を宜しくお願い申し上げます。